

## 二所ノ関部屋後援会 会員規約

### 第1条 (活動目的)

二所ノ関部屋は、皆様に愛される力士、怪我に強い力士を育てるべく、真摯に力士の指導にあたるとともに、大相撲の伝統を深く理解した上で、科学的な稽古やスポーツビジネスの手法を導入し、また、現役力士と小学生との稽古、「わんぱく相撲」、稽古見学、小・中学校と連携しての相撲教室や体育授業の請負等を通じて、より相撲を身近に感じていただけるよう取り組むことなどにより、相撲の発展に寄与し、全国の相撲ファンのため、邁進し、本後援会は、二所ノ関部屋の上記活動方針をご理解いただき、これをご支援いただくことを目的とします。

### 第2条 (本規約の範囲)

本規約は、本規約第3条に定める会員に適用されます。

### 第3条 (会員)

二所ノ関部屋の目的及び活動に賛同し、応援する個人又は法人を会員とします。

### 第4条 (入会)

- 1 入会希望者は、所定の申込方法により申込みをし、本規約その他会員に適用される規則等を遵守することを確約した上で、二所ノ関部屋の承認を得て会員となるものとします。
- 2 二所ノ関部屋は、入会申込者が、以下の各号のいずれかひとつにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。
  - (1) 二所ノ関部屋の趣旨に賛同していないと判断した場合
  - (2) 過去に本規約違反等により、入会承認の撤回又は会員資格の喪失が行われていることが判明した場合
  - (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
  - (4) 会員になろうとする者の事業若しくは商品が法令に違反している場合、若しくは著しく社会規範に反する場合又はそれらの恐れがあると判断した場合
  - (5) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合
  - (6) その他、会員とすることを不適当と判断した場合
- 3 二所ノ関部屋は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回できるものとします。

### 第5条 (会員名簿)

- 1 二所ノ関部屋は、会員の氏名・名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、二所ノ関部屋の主たる事務所に備え置くものとします。
- 2 二所ノ関部屋の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所にあてて行うものとします。
- 3 二所ノ関部屋が前項の住所にあてて通知又は催告を発した場合には、仮に到達しない場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなすこととします。

## 第6条（会費及び支払方法）

- 1 会員は、個人会員と法人会員の2種とします。
- 2 個人会員の会費は月会費とし、以下の種類とします。  
個人会員 月1,500円  
個人会員 月3,000円（一口）  
なお、月3,000円を超える場合には、月3,000円を一口として複数口のお申込みもできるものとします。
- 3 法人会員の会費は年会費とし、以下の種類とします。  
法人会員 年 100,000円  
法人会員 年 300,000円  
法人会員 年 500,000円  
法人会員 年1,000,000円  
法人会員 年2,000,000円（一口）  
なお、年2,000,000円を超える場合には、年2,000,000円を一口として、複数口のお申込みもできるものとします。
- 4 個人会員について歴月の途中で入会する場合であっても、日割計算は行わず、当該歴月の会費全額を納入する必要があるものとします。また、法人会員について歴月の途中で入会する場合であっても、日割計算は行わず、当該歴月から翌年の同じ月の前月までの1年分の会費全額を納入する必要があるものとします。
- 5 会員は第2項又は第3項の会費を所定の方法により納入するものとし、納入された会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とします。
- 6 二所ノ関部屋の提供するサービスの利用にあたり、会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、予めこれを会員にお知らせするものとし、会員が当該サービスを利用する場合には、これを支払うものとします。
- 7 二所ノ関部屋は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとします。
- 8 会費及び参加費用は、二所ノ関部屋が別に定める方法で支払うものとします。なお支払いに伴い振込手数料等が発生した場合は、会員の負担とします。
- 9 会費及び参加費用は前納とします。
- 10 会費及び参加費用のほか、二所ノ関部屋は会員から随時寄付を受け付けるものとします。

## 第7条（特典）

- 1 個人会員及び法人会員は、会員の種類ごとに特典を受けることができるものとし、特典の内容については、二所ノ関部屋のウェブサイトへの掲載その他の方法により告知するものとします。
- 2 前項の特典の内容については、二所ノ関部屋において随時変更することができるものとし、変更する場合には二所ノ関部屋のウェブサイトへの掲載その他の方法により告知するものとします。
- 3 会員は、特典に関して、以下の事項を了承するものとします。  
(1) 第6条第2項又は第3項において複数口のお申込みをいただいた場合であっても、特典の種類により、口数分のご提供をできないものがあること。

- (2) 入会の時期により、当該年の特典であってもご提供できないものがあること。

#### 第8条（禁止事項）

二所ノ関部屋は、会員が以下に定める行為をすることを禁止します。

- (1) 本規約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡、移転若しくは貸与し又は担保に供する等の行為
- (2) 会員の会員番号、パスワード、会員証、記念品その他二所ノ関部屋から会員の特典として交付された物等の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更及びこれらの第三者への使用許諾
- (3) 二所ノ関部屋の承諾なしに、二所ノ関部屋支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘等をする行為
- (4) 二所ノ関部屋の事前の承認なしに、二所ノ関部屋の名称・ロゴ等を使用し、また、二所ノ関部屋より入手したデータ、情報、文章、音、映像、イラストその他全てのコンテンツについて、複製・転載、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、出版、改変・編集等を行うこと。
- (5) 二所ノ関部屋を利用して、会員又は第三者の営利を目的とした活動及びその準備を目的とした活動
- (6) 許可なく二所ノ関部屋の敷地に立ち入り、又は二所ノ関部屋に所属する者につきまとう行為
- (7) 二所ノ関部屋の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為、二所ノ関部屋の物を毀損する行為その他二所ノ関部屋に被害を与える行為

#### 第9条（会員情報）

- 1 二所ノ関部屋は、会員が登録した情報及び会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下「会員情報」といいます。)を適正に管理することに努めます。
- 2 二所ノ関部屋の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、二所ノ関部屋は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する契約を締結し、外部委託先に契約遵守を確約させた上で必要な会員情報を提供することができるものとします。
- 3 二所ノ関部屋は、前項又は以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 本人の同意がある場合
  - (3) 法令により要請され、かつ、二所ノ関部屋が開示を妥当だと判断した場合
  - (4) 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
  - (5) 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

#### 第10条（有効期間）

- 1 本規約に基づく会員資格の有効期間は、入会した日から翌年の同じ日が属する月の前月の末日（入会した日が2月29日の場合には翌年の1月31日）までとします。
- 2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員又は二所ノ関部屋から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合には、第6条に従った月会費又は年会費の支払いがあることを条件として、更に有効期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以降も同様とします。

#### 第11条（会員の義務）

- 1 会員は、二所ノ関部屋の活動に対して協力するものとします。
- 2 会員は、入会申込書・入会申込フォームの記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出るものとします。会員が登録情報の変更を怠った結果、二所ノ関部屋からの通知等が会員に到達しなかった場合、又は会員特典その他のサービスを受ける機会を喪失する等の不利益が生じた場合については、二所ノ関部屋は一切責任を負わないものとします。また、会員から二所ノ関部屋への連絡は指定する連絡先に対して行うものとします。

#### 第12条（退会）

会員は、以下の各号に掲げる事由によって退会するものとします。

- (1) 会員本人の退会の申し出があった場合。なお、退会の申し出は、期間満了日の1ヶ月前までにするものとしますが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができます。
- (2) 会費納入期限を3ヶ月過ぎるも会費の納入がない場合
- (3) 死亡又は解散した場合
- (4) 転居、行方不明など所在の知れない場合
- (5) 次条により会員資格を喪失した場合

#### 第13条（会員資格喪失）

- 1 二所ノ関部屋は、以下に定める事由のほか、正当な事由があるときは、会員の会員資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 本規約又は二所ノ関部屋が随時定める規約、規則等に違反した場合
  - (2) 二所ノ関部屋の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をした場合
  - (3) その他の正当な事由がある場合
- 2 前項により会員資格の喪失を決定した場合は、その会員に対し通知するものとします。

#### 第14条（権利帰属）

- 1 二所ノ関部屋の名称・ロゴ等及び二所ノ関部屋より会員に交付したデータ、情報、文章、音、映像、イラストその他全てのコンテンツの権利は二所ノ関部屋に帰属するものであり、会員は、二所ノ関部屋の事前の承認なしに、二所ノ関部屋の名称・ロゴ等を使用し、また、二所ノ関部屋より入手したデータ、情報、文章、音、映像、イラストその他全てのコンテンツについて、複製・転載、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、出版、改変・編集等を行うことはできません。
- 2 前項は、退会後であっても適用されるものとします。

#### 第15条（改正）

本規約は、二所ノ関部屋により変更することができるものとし、変更をウェブサイトへの掲載その他の方法により会員に告知するものとします。

附則 本規約は、2021年12月24日より施行するものとします。